

東京都新宿区都市計画審議会議事録

（平成十八年七月十日）

第二百二十六回新宿区都市計画審議会  
開催年月日・平成十八年七月十日

出席した委員

戸沼幸市、石川幹子、喜多崇介、千歳壽一、中川義英、  
野宮利雄、岡川榮司、泉晃子、とよしま正雄、沢田あゆみ、  
おぐら利彦、かわの達男、松木義人（代理 加藤交通課長）、  
高田茂（代理 野中防災指導課長）、大崎秀夫、近藤恵美子、  
金山さか江

欠席した委員

久保合介、丸田頼一、新津隆次

議事日程

日程第一

議案第二三七号

新宿区マスタープランの改定について（諮問）

日程第二

議案第二三八号

新宿区都市マスタープランの改定を調査、検討するための  
部会設置について

その他

報告

議事のでんまつ

午後三時〇〇分開会

戸沼会長 皆さん、こんにちば。

ただいまから第二百二十六回の新宿区都市計画審議会を開催  
したいと思います。

きょうは、都市マスタープランの改定について区長さんが  
私どもの審議会に諮問されるということですので、中山区長さ  
んがお見えになっておりますのでどうぞよろしくお願いいたし  
ます。

それから、きょうの出欠状況ですが、欠席の連絡がござい  
ました委員は久保委員と丸田委員で、金山委員がちょっとおく  
られるということでございます。

それから、新宿警察署の松木委員が公務のため欠席ですが、  
代理で加藤交通課長に出席していただいております。また、新  
宿消防署長の高田委員も公務のため欠席で、代理で野中防災指  
導係長が出席しておりますので、どうぞよろしくお願いします。  
それから、きょうの議事録署名人ですが、泉委員にお願い  
したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の日程と資料について、事務局から説明を  
お願いいたします。

はいどうぞ。

事務局（内藤都市計画主査） 事務局です。

本日の議事日程及びお手元にお配りしてございます資料につ  
いて御確認願います。

初めに、本日の議事日程でございます。A四判一枚のもので

でございます。

審議事項といたしまして、「新宿区都市マスタープランの改定について（諮問）」と、「新宿区都市マスタープランの改定を調査・検討するための部会設置について」となっております。次に、資料一としてA四判横使用で「都市マスタープラン改定のスケジュール（案）」というものでございます。

次に、資料二といたしまして、A三判左とじてございますが、「新宿区都市マスタープランの改定について」というものでございます。

同じく、A三判横使用で、資料三といたしまして、「区民会議の提言書等から見たまちづくりの論点」というものでございます。

最後ですが、二つ目の議案に係るものでございますが、A四判で資料四といたしまして、会長案として、「都市マスタープランの調査・検討のための部会の設置」というものでございます。

お揃いでしょうか。もし不足している資料がございましたら事務局の方へお願いいたします。

なお郵送にて区民会議の「提言書」及び「歩きたくなるまち新宿」の小冊子を送付させていただいております。また、現行の都市マスタープランの冊子を机上に配付させていただいております。

なお、本日の資料ではございませんが、平成十七年度の都市計画審議会議事録を机上に配付させていただいております。以上でございます。

~~~~~

#### 日程第一

議案第二三七号 新宿区マスタープランの改定について  
（諮問）

~~~~~

戸沼会長 では、議事に入らせていただきますが、事務局から続けてお願いいたします。

事務局（内藤） 事務局です。

日程第一、議案第二三七号新宿区都市マスタープランの改定についてでございます。

藤牧都市計画課長 都市計画課長でございます。

それでは、新宿区都市マスタープランの改定につきまして、中山新宿区長より当審議会の皆様にごあいさつを申し上げますとともに、都市マスタープランの改定につきまして諮問をさせていただきますたいと存じます。よろしくお願いいたします。

戸沼会長 区長さん、お願いします。

中山区長 皆さんこんにちは。区長の中山弘子です。

本日は、何かとお忙しいところ、審議会に御出席をいただきましてありがとうございます。

本日、私から審議会へ都市マスタープランの改定につきまして諮問をさせていただくわけですが、諮問に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

新宿区は都市マスタープランの改定とともに、基本構想の見直し、新基本計画の策定にも取り組んでいるところであります。

基本構想と基本計画につきましては、七月七日に基本構想審議会に諮問をさせていただきました。諮問に当たりまして、皆様様にこのたびの計画づくりにつきまして、私から一点お話を

させていただきたいと思えます。

一点目は、新宿区民会議の提言書と地区協議会の意見書についてでございます。

私は、このたびの都市マスタープランの改定に当たりましては、区民との協働と参画を一層推進していくため、区が計画の素案を作成する前段階から区民の皆様、区民の目線から検討いただく新宿区民会議を昨年の六月に設置いたしました。新宿区民会議へは四〇〇名近い公募区民にご参加をいただきまして、六つの分科会に分かれて、一年間、熱心にご検討をいただきました。そして、先月の二五日には、その成果をまとめた提言書を提出していただいたところです。皆様のお手元にもその提言書が送付されていることと思えます。

また、都市マスタープランの地区別まちづくり方針につきましては、昨年の十月から順次立ち上がってきました区内十地区の地区協議会で意見書を御検討いただいております。八月二四日には、意見書のまとめをいただく予定となっております。私は、新宿区民会議や地区協議会の皆様に次のことをお約束しております。

一つは、新宿区民会議や地区協議会からいただいた提言は、最大限尊重して計画づくりを進めていくということです。

もう一つは、都市計画審議会に一定の段階で骨子案をおまとめいただいで、私に提出していただくことをお願いして、新宿区民会議や地区協議会から、その骨子案に対する意見をいただくということです。

私は、以上のことから、都市計画審議会におかれましては、新宿区民会議や地区協議会から提出された提言をベースにご審

議をいただきたいと考えております。

審議会では、一からご審議いただくのが一般的かと思えますが、新宿区では区民との協働と参画を重視した新しいスタイルで計画づくりを進めていくため、ぜひ委員の皆様のご理解を賜りたいと存じます。お願い申し上げます。

二点目ですけれども、都市マスタープランのつくり方、考え方についてでございます。

私は、先程も申し上げましたが、新宿区民会議には、都市マスタープランの他に基本構想、基本計画についても検討をお願いし、先月提出いただいた提言書は、その三つが渾然一体のものとなっております。私は、区民の皆様にお示しする計画は可能な限り総合的である限りわかりやすいものであることが必要であると考えています。新宿区民会議では、基本構想、基本計画、都市マスタープランが一体的に検討されております。この検討の経緯を踏まえますと、私は、今回の都市マスタープランの改定に当たりましては、ハードとソフトを合わせた、新宿区が今後目指すまちづくり全体の横断的な取り組みを区民にわかりやすくお示すため、今後、基本構想審議会でご審議いただいている基本計画と総合化し、一体的な計画として策定していくことを目指したいと考えております。

都市マスタープランと基本計画では、そのもとなる法体系は異なりますが、これからのまちづくりに係る計画という点では同じでございます。私は、区民生活の総合性に対応し、複雑多様化する課題を解決するためには、可能な限り計画は区民にとってわかりやすいものであることが重要であると考えております。ぜひ、今回の計画づくりに当たりましては、都市マスタ

ープランと基本計画の総合化の試みにご助言をいただきたいと思います。

さて、都市計画審議会におかれましては、十年、二十年先の新宿区のまちづくりの大きな指針につきまして、それぞれのご専門を踏まえ、大所高所からご審議を賜わりたいと存じます。

既に各委員の皆様方には、ご承知のことと存じますが、現在の新宿区都市マスタープランは平成八年五月に策定されたものでございます。都市マスタープランでは、二十一世紀初頭を展望した、新宿区の将来都市像を「生活都市」「新宿」とし、協働を重視した計画であり、その考え方は今でも十分通用するものと考えております。しかし、平成八年の都市マスタープラン策定後の社会経済状況は、大きく変化を遂げています。昨年には我が国の人口は人口統計がとられて以来初めて減少を記録しました。人口減少社会では、これまでの人口増加と、経済成長を前提とした、社会経済システムは、見直しを求められています。特にまちづくりの面では、区民の参加意識や関心も高まり、協働の取り組みの深化は、新しい公共とも言うべき考え方を生み出し、NPOや事業者などが、公共を担う場面も拡大を見せています。

また、環境や景観、文化や歴史を大切にしまちの記憶を生かしたまちづくりの取り組み、いわばまちの遺産を引き継ぐまちづくりの必要性が大きな声となっています。今までの経済効率優先、規模の拡大を目指して膨張を続けてきた都市は、交通、環境、福祉など、さまざまな問題を抱えています。便利さと引き換えに、私たちは地域の個性や文化を失ってしまったのかもかもしれません。

都市を機能重視、効率優先の場でなく、そこで人々が暮らしを営み、子供が育つ場、だれもが「歩きたくなるまち新宿」をつくり、将来にわたって持続可能な都市とすることが求められていると思います。

私は、こうした環境変化や課題に的確に対応し、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくには、新しい時代を見据え、都市マスタープランを改定していく必要があると考え、都市計画審議会に諮問を行うものでございます。委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙とは存じますが、都市マスタープラン改定の趣旨をご理解いただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、審議会からの答申につきましては、来年二月を目途にいただきたいと考えておりますので、大変タイトな日程ではございますが、あわせてお願い申し上げます。

以上もちまして、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

藤牧都市計画課長 それでは、中山区長より都市計画審議会会長に諮問文をお渡しいただきます。よろしくお願いいたします。

中山区長 新宿区都市計画審議会条例第二条第一項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

一、新宿区都市マスタープランの改定について。

平成十八年七月十日

どうぞよろしくお願いいたします。  
新宿区長 中山弘子

戸沼会長 はいわかりました。  
皆さんと一生懸命やりますので。

中山区長 よろしくお願い申し上げます。

藤牧都市計画課長 それでは、事務局でございます。

まことに恐れ入りますが、中山区長につきましては、公務のためここで退席をさせていただきたいと存じます。誠に申し分けございませんがよろしくお願い申し上げます。

中山区長 それでは、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

(区長退席)

藤牧都市計画課長 なお、ただいまお席に諮問文の写しと区長のあいさつの要旨をお配りさせていただいておりますので、後程ごらんいただきたく存じます。よろしくお願い申し上げます。

(諮問文写し、あいさつ要旨配付)

戸沼会長 ただいま区長さんから諮問を受けましたので、都市マスタープランの改定について、私どもの審議会として審議をしていきたいと思えます。

それでは、事務局で審議会の開催日程等提案があるようですので、お願いいたします。

藤牧都市計画課長 都市計画課長です。

それでは、お手元に資料一、都市マスタープラン改定のスケジュール(案)、三枚一組になってございますが、これに基づきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料一でございますが、A四横になってございます。前回の都市計画審議会におきまして、都市マスタープランの

策定のスケジュール、また審議日程につきまして、いろいろとご論議をちょうだいいたしました。とりわけその中で、委員の皆様方から当審議会での審議を充実させる方向のご意見を賜りました。事務局といたしまして、基本構想審議会での審議スケジュールなどにも留意いたしましたして検討いたしました結果、この資料となったものでございます。

まず、資料一でございますけれども、表頭に平成十八年、平成十九年、平成二十年と時系列になってございます。表則が基本構想審議会、都市計画審議会、新宿区、それから、区民といたしまして、区民会議、地区協議会という会議体があるということでございます。

その中で、基本構想審議会につきましては、七月七日に第一回が行われておりまして、そこで示されたスケジュールをこの表に落とし込んでございます。基本構想、基本計画については、二月十七日にこの審議会から答申をいただくという内容でございます。

そして、基本構想、基本計画の策定につきましては、平成二十年三月を目標に策定していくという流れになってございます。

そして、都市マスタープランでございませぬけれども、都市計画審議会におきましてこれからご論議をいただくわけでございますが、日程といたしましては、六月二十一日、七月十日、九月七日と決まっておりますは入っておりますが、前回から比べまして、白い丸の部分を追加してご提案しているところがございます。区民会議からの提言、それから地区協議会からの意見書の提出を受けまして、審議をしていただき、十二月に骨子案をまとめ、その骨子案を区民の皆様方にお示しをします。

区民会議、地区協議会にもお示しをし、それに対するご意見をちようだいする。そして、来年の一月にご審議をいただき、二月基本構想審議会と同時期に答申をいただくという予定でございます。

今後、その答申をもとに、区の方で都市マスタープランの素案を作成いたしましたして、途中、平成十九年八月ごろでございますが、当都市計画審議会にご報告をさせていただきます、あわせてパブリックコメントを行っていくという予定でございます。

平成十九年十月から十一月にかけてまして、都市計画審議会からいろいろのご意見をちようだいし、また、パブリックコメントのご意見もちようだいした中で、都市マスタープランをさらに内容を高めまして、平成二十年三月基本構想、基本計画の策定にあわせて、こちらと同じく平成二十年三月に策定をしたいと思います、こういう流れでございます。

それでは、次の具体的な審議の内容、手順につきましては、都市マスタープランの担当のまちづくり計画担当副参事よりご説明をさせていただきます。

橋口副参事　まちづくり計画担当副参事です。

資料一の一枚めくっていただき、二枚目を見ていただけますでしょうか。

都市計画審議会での審議の進め方について（事務局案）という形になっております。

まず、都市マスタープラン改定の進め方でございますけれども、区長からの諮問にもありましたように、来年二月までに答申をいただきたいと考えております。大変タイトなスケジュールですけれども、まず（一）としまして、七月から十月までの

間、この間では、現行の新宿区都市マスタープランを基礎に新宿区民会議の提言書及び地区協議会の意見書、そういったものを踏まえまして、新宿区のまちづくり新宿のまちの将来像、都市構造、まちづくり方針などを十分ご議論いただきたいと思います。

それから、第二期という形になりますけれども、十一月から十二月にかけて、ここでは新基本構想の骨子案を踏まえながら、新基本計画と総合的に調整した都市マスタープラン改定の骨子案、そういったものをご審議いただきたいと思います。

また、十二月に出していただいたものをもとに、十二月から来年の一月にかけて区が審議会で決定した骨子案を区民に公表させていただきます意見を求めたいというふうに考えております。

そういった意見をもとに、三になりますけれども、平成十九年一月から二月にかけてまして、区民等の意見を踏まえた答申（案）を作成し、ご審議をいただきたい。二月の下旬に区長への答申という形で進めさせていただければと思っております。

具体的な審議日程につきましては、二に出させていただきます。

今日が一番上の平成十八年七月十日ということで諮問をさせていただきます。今日は、これからまちづくりの課題についてご説明をさせていただきますと考えます。

それから、次回が九月七日。ここでは、新宿区のまちづくりの課題、今日も現況等は出させていただきますけれども、そういったものをより詳細に分野別、地区別まちづくりの評価や視点、今後の方向性、そういったものを地区協議会からの意見書、そういったものをもとにご議論いただければと考えております。

また、目指すべき新宿の都市像、地域像も、都市構造や土地利用、都市づくりの目標なども地区協議会からの意見書、そういったものも論点としながらご議論をいただきたいと考えております。

それから、十月下旬、ここが骨子案の構成、まちづくりの方向性ということでご議論をいただければとも考えております。目指すべき都市像、分野別、地区別まちづくりの方向性、そういったかなり具体的な十月下旬には骨子へ向けた柱立て、そういったものをご議論いただければと考えております。

そういった方向性が固まりましたら、この後またご議論いただきますけれども、部会にも調整をいただきますながら、十一月下旬に骨子案の検討、作成という形で新宿の将来像をもとにした骨子案についてご議論いただき、十二月中旬には、骨子案の審議決定いただいて、これを公表していきたいと思っております。

その後、区民からの意見などを受けて、答申案にするための検討、区民意見の検討、骨子案の修正、答申案の作成などを平成十九年一月下旬の会でやればと思っております。

最終的には、二月下旬の答申という形を考えております。なお、十一月下旬と一月下旬の審議会につきましては、審議内容の状況等により、部会での対応というのも考えられればと思っております。

以上、簡単ですけれども審議会の進め方について報告させていただきます。

戸沼会長 ただいまの審議日程と、それから内容ですけれども、前回よりも一回ぐらい増やしている感じですか。

橋口副参事 三回です。

戸沼会長 三回増やしているんで、逆に私でも一杯やらなきゃいけないというような手順になりましたけれども、何かご意見なり、ご質問ありましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

沢田委員 基本構想審議会と並行して進んでいるわけなんですけれども、この間、基本構想審議会の方は七日の日に初めての審議会がもたれまして、私も含めてここに何人かダブって入っている方もいらつしやるんですけれども、それで、基本構想は今回初めてのやり方ということで、都市マスタープランと併せた形にしていくということですから、そうするとこの都市計画審議会と基本構想審議会との関係というのがかなり情報が共有されていないといけないし、一緒の形で出していくということになると思うんですけれども、それで基本構想審議会の方は十二月の十四日に骨子案を決定して、それが区民会議の方に返されて、区民会議が一カ月ぐらいの時間をもって議論をして、その骨子案に対する意見書をまた区民会議として審議会の方にも出していくという形になっているんですが、この都計審の場合、やっぱりこれを見ますと、大体それとちよつとずれて……骨子案を区民会議と地区協議会の方に報告をするという形にしているんで、このときはまだ一緒にした形ではなくて、それぞれが報告をすることになるのかどうなのか、もし最初から一緒にの形に組み合わせた形の計画で報告するのであれば、基本構想審議会の内容とこちらとのすり合わせというか、それ相対前からやらないといけないかと思うんですけれども、その辺のところどうなんでしょうか。

戸沼会長 沢田委員の今のお話につけ加えて、基本構想審議

会はどういうメンバーでやっているかというのもちよつとご紹介していただけますか。

橋口副参事 まちづくり計画担当副参事です。

まず、骨子案が基本構想の審議会で議論されているものと都市計画審議会で議論されているものが別々なのか一緒なのかということですが、これにつきましては、今のところの考え方としては、できれば答申の段階から合わせた総合的なものを出していきたいというふうに考えております。そのために、先程ちよつとご説明しませんでしたけれども、きょう資料の中に参考としまして、新宿区基本構想審議会の日程も資料一最後までつけさせていただいております。それを見ていただきますと、分野別課題の検討とかが十月ぐらいまであります。そういった意味で十月下旬で骨子案の柱立てまでをやつていきたい。それから、十月の中旬ぐらから十二月にかけて骨子案の審議というのがありますので、そういった意味で合わせて十一月下旬に骨子案の検討をしていただきたい。それから十二月十四日の骨子案の決定に前後しまして、こちらでもまだ任期は決まっていますけれども、十二月中旬に骨子案の審議決定というのをやつていただきたいというふうに考えておりますので、ここはタイミングを併せて行いたいというふうに考えております。

それから、基本構想審議会の委員の方ですけれども、後程これはコピーして皆様にお配りさせていただきますけれども、早稲田大学政治経済学術院教授の寄本先生ほか三十五名の委員の方ということで、七名の学識経験の方、それから区民会議の分科会から六名の方、各分科会ごとで一名ずつということでは

科会。それから地区協議会の方が十名です。四谷から新宿駅周辺まで十名の方。それから、あとは新宿区の各団体の代表ということで、町会連合会の大崎さんを初め、商工会議所の方等の団体代表の方、それから区議会議員の方が七名という形になっております。

こちらについては、今、コピーをお配りしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

戸沼会長 初めは、全体の課題については同じようなテーマで、ここでも議論することですか。

橋口副参事 議論の自身につきましては、当初は、分野別の課題ということで、基本構想審議会にも出ておりますし、こちらの都市計画審議会でも評価とまちづくりの視点や方向性ということで分野別のもの。それから、区内各所の動き、まちづくりの動向なども全体としてご議論をいただきたいというふうに考えております。

戸沼会長 ほかはどうぞ。

はい、どうぞ。

かわの委員 かわのです。

この前の審議会の意見を受けて、こういう形で何回か都計審を十月、十一月と入れられたということで、それは進めながらもちろんその様になつていくわけで、わかりました。ただ、ちよつと僕よくわからないのは、きょう諮問を受けて、それから区民会議の提言書というのは、これでございますよね。どちらかというと、都市マスタープランの地域における議論とか、あるいは区民参加ということでは、地区協議会ということでは、これが意見書が出るのが八月二十四日ということでは

よね。そうすると、そこまで何もしないということはないんでしょ。うけれども、やっぱり八月二十四日の各地区協議会における十地区の意見書が出た上でないとなかなか議論するというのは、総論みたいなところではできるのかもしれないですけども、各論が伴わないので、審議会をしても、ちよつとあれかなと思えます。逆に言えば、基本構想審議会に比べると、実質的に地区協議会の意見書を受けた九月ぐらいから始まるという気がしまして、一層厳しい日程になってしまふなと思うんですけども。基本的には、七月から九月の意見書が出るまでの間というのは何か具体的な面で、審議会自体はもちろん開かれないうけれども、その間、例えば都計審の委員として、何かやらないうけないことというのはどんなことを考えていますか。

戸沼会長 いかがですか。  
どうぞ。

橋口副参事 まちづくり計画担当副参事です。

基本的には、委員ご指摘のとおり、都市マスタープランにつきましては、新宿区を分野別に見た全体の構想と新宿区を地域で分けた地域別の構想という二つのものができております。検討につきましても、実は基本構想の見直しや新基本計画につきましては、区民会議の提言だけでできるわけですけども、都市マスタープランにつきましては、それにプラスして、地区協議会の意見書をいただくという形の二重の構造になっておりまして、本来であれば、区民会議の提言にあわせた形で出ればよかつたんですけども、やはり各地域の皆様が十分検討したいということと、各地区協議会の提言については八月末と、ちよつと遅くなるというのがございます。

そういった意味では、まず全体構想を先行して検討いただいで、それからまたその次に地域別構想という地域でそれを総合化するような形の取り組みというのを検討していただければとことで考えております

戸沼会長 他にございますか。  
はい、どうぞ。

かわの委員 逆に言えばそうきれいに分けられるのかなというような感じもしなくもないし、まあ、そうは言っても、地区協議会の意見書の提出がそれはもう八月二十四日、これは前に行かないとすれば、今言われたような形で進めなければいけないのかなという感じはしますけれども。

それから、もう一つ、それに関連するような形も含めてあるんですけども、基本構想審議会がずっとこの間やってこられて、それで、盛んに基本構想審議会との連携というか、そう言われていきますけれども、委員でダブっていらつしやる方は、それなりに両方の議論がわかるでしょうけれども、多くの都計審の委員は、そちらにほとんど絡んでないので、どちらが上位でどちらが下だとは言わないですけども、同時並行的というのはすごいわかりやすいようだけでも、すごい難しいことを求められるのではないかと思います。その辺は、区とすれば、どんな風に調整するのか。例えば、部会が今度できるわけで、その中には基本構想審議会の様子を入れてくる、あるいはその都度、このあと何回か九月、十月、十一月の中では基本構想審議会のそういう動きみたいなのもきちんとして報告されるのか、あるいはそれ以前の段階でもその都度、基本構想審議会の方がたくさんやられていますので、どこかの時点でちよつとまとまった

ものを我々にも報告をいただけるのか、その辺についてはどうでしょうかね。

戸沼会長 はい。

藤牧都市計画課長 都市計画課長です。

基本構想審議会とどうやって調整するかというところの方法ですけれども、一つは、まず事務局が基本構想審議会の状況について、都市計画審議会を開く都度、現在基本構想審議会ではどういう形になっているかというのを報告させていただきたいと考えております。

それから、部会の方ですが、部会につきましても、基本構想審議会でも部会を設けるということですので、そこを調整をとっていただきまして、十分連携を図っていききたいという風に考えております。

戸沼会長 部会が案外重要な役を果たすため、両方の部会で情報を共有したり、まとめたりする役割もそこでやってもらおうと、事務局ともどもそういうことですか。

(事務局うなずく)

戸沼会長 とにかく、私どもとしては、八月二十四日の地区協議会の答申が出て、それを受けてスタートするというのが区長さんの先程のお話でしたので、だから七月、八月は夏休みという、だからその夏休みが自習になるのか、宿題があるのか。夏休みをとってよければ、それはそれでという考えもありますけれども、まあ何か事務局で宿題があれば。

ほかに日程はそれでしょうかね。数多くしたということ、だから、九月から随分コンパクトにやらなきゃいけないということがありますので、その間に、各委員の先生方が資料

請求があれば随時出していただいて、勤勉な生徒としてはそういう資料請求をするということはあってもよろしいと思いますか……

あと何か、審議日程はやむを得ませんね。こういうスケジュールだと。

そのほか何かご質問があれば。

はい、どうぞ。

沢田委員 沢田です。

日程的にはかなりきつい中でも詰め込んでやっていかなきゃいけないというのはあるんですけども、この間、ちよつと戸沼会長の方からも、例えば勉強会なんかという話もちよつと聞きましたけれども、基本構想審議会の方には、区民会議の各分科会の代表者の方が、それぞれ入っておられたり、それから地区協議会からもそれぞれ代表が一名ずつ入っておられたりということでは、割と現場の声もそこで聞くことができると思うんですが、都計審の場合は、地区協議会からの意見書を受けて議論するんですけども、この中には、そのメンバーの方たちというのはほとんどと言っていいくらい入っておられないので、そのことの関係で、一度何か意見交換できるような場があった方がいいのかなとちよつと思っているんですが。

この間、中間の発表されたときは、それぞれのところから集まって発表会みたいな形でやられているんですけども、最後の意見書のまとめが出る前後あたりで何かしらそういうことがあるのかなのか、その辺も含めてちよつとお聞きしたいんですけども。

戸沼会長 はい。

橋口副参事 実は、八月二十四日に意見書のまとめをいただくという形になっております。その会につきましても、発表会という形で、区民会議の提言書も六月二十五日に早稲田大学の井深大ホールということで発表会を行いました。そういう形で発表会を地区協議会の皆さんに検討いただきたいということとで考えております。各地区協議会の代表の方に集まっていただきまして、その進め方を議論していただくということとで考えておりました。それを受けて、きちんと発表会を、区民に開かれたものとしてやっていこうと考えております。

それについては、当然広報等で皆様にもお知らせしていこうということと考えております。

戸沼会長 八月二十四日ですね。

橋口副参事 はい二十四日です。

戸沼会長 日程等の次第が出て、そこでひとまず勉強するということができると思います。

そういうチャンスもあるようですので、それを機会に皆さんも協議会が出た意見も直に聞けるということだそうですね。恐らく議論もそこでされるんじゃないかと思えます。私もから質問してもいいということでもあろうかと思えますので。

そのぐらいでいかがですか。

はい、どうぞ。

かわの委員 基本構想審議会のことは余り気にすることはないのかもしれないんですけども、基本構想審議会の場合は、十二月十四日に骨子を出して、もう一回区民会議に戻して、区民会議の中で一カ月間ぐらいかけて意見を出すというふうになっているわけで、これを見ると、地区協議会に都市計画審議会

の骨子を出して、ここはかなり日程的に厳しいような気がするんですが、地区協議会には、基本構想審議会の区民会議のような、ある意味でのしぼりみたいなのはなくて、二週間ぐらいの十二月末ということで見解を出すという、そういうことではないんですか。それとも基本的には、意見書を都計審に出してもらうのが一月末になっているんで、基本構想審議会と同じような日程だと理解していいの。この辺はいかがですか。

戸沼会長 はい、どうぞ。

藤牧都市計画課長 基本的には、基本構想審議会と同じような日程ということと考えております。

かわの委員 そうすると、地区協議会の方としての一応日程である程度意見も含めてやっていただけるような、そういう流れで進んでいくと、そういうことでいいわけですね。

藤牧都市計画課長 はい。

かわの委員 はい、わかりました。

戸沼会長 それでは、次は。

はい、どうぞ。

橋口副参事 それでは、引き続きまして、お手元の資料二と資料三につきましてご説明させていただきます。

まず資料二、新宿区都市マスタープランの改定について、A三判の資料をごらんいただけますでしょうか。

一ページに目次が出ておりますけれども、特に今回、二の新宿区の現況で、変化の顕著な部分、平成八年に都市マスタープランをつくってからの大きな変化について、ご説明をさせていただきます。

まず、二枚めくっていただきまして二ページをごらんいただ

きますと、新宿区の現況ということで、区政を取り巻く概括的状況をさせていただきます。その右側の上に、我が国の人口・世帯の動向というグラフを出させていただきます。

先ほど区長からも話がありましたように、日本の人口が二〇〇五年に、統計をとって以来初めて減少したというのがございます。これから人口減少の時代というのがずっと続くだろうという推計です。

それから、次のページをござらいただきますと、じゃあそれが新宿区ではどうなっているのかというのが三ページに出させていただきます。

新宿区の人口は、昭和三十八年が三十九万五千三百九十九人というのがピークだったわけですが、それからずっと減っていた。それが、平成九年からは増加に転じたということになっております。三ページの真ん中の表ですね。平成十五年が二十六万八千一百一人、平成十八年は二十七万五千七百七十一人というように少しずつですが、増加をしております。

次に、外国人登録の人口ですが、こちらにつきましては、三ページの左下の表ですが、平成十八年で二万九千七百六十五人、三万人近い方がいらつしやるということで、人口に占める割合、それから登録者数とも二十三区で一番多いというのが新宿という形になっております。

それから、右側、年齢別構成ですが、このグラフの大きな特徴は、高齢化は本当に進んでいるんですけども、その中でも少子化が新宿区は進んでいる。新宿区の年少人口、十五歳未満の人口というのは八・六%ということで、二十三区の中でも下から三番目なんです。東京都全体では一一・九%、国は

一三・九%ですから、かなり低い水準にあるというのが新宿区の現状という形になっております。

それから、(三)世帯でございますけれども、こちらにつきましては、単身世帯が、次のページを見ていただきます、四ページ目の表、上に単身世帯のグラフを載せさせていただきます。たけれども、一番下のところの図が単身世帯、一人世帯です。これが六〇%を超えているということで新宿区の大きな特徴になっている。夫婦、子供二人という標準世帯は新宿区では非常に少ないという形のものになっているのがこちらでわかると思います。

それから、(四)人口動態でございますが、こちらにつきましては、四ページの左下のグラフになっておりますけれども、自然増というのはほとんどないんです。実際、新宿区は少しずつ人口が増加しているのは社会増、いわゆる転入によるものという形の社会増によって人口増がもたらされているというのがこのグラフでわかるという形になっております。

次に、ちょっと飛ばさせていただきます、財政等はまたござらんただくような形、八ページをござらんただけです。

八ページが土地利用という形になっております。新宿区の土地利用現況調査が平成三年、平成八年、五年おきに行われていまして、実はことがまた平成十八年度新しくやるんですけども、今現在最新のものということで都市マスをつくった平成八年と平成十三年を比較しております。右上のグラフを見ていただきますと、図一として、宅地面積構成比を出させていただきます。見ておりますけれども、平成八年は、住宅系が五一%、平成十

三年でも、住宅系が五〇・四％ということで、新宿区は業務都市ではなくてあくまで区民が住む、そういった生活都市であるというのが今でも変わっていないというのが出ております。

それから、(二)として、右側の下の方には、建物の延床面積を出させていただいております。

この表を見ていただきまして、平成八年と平成十三年の一番右側、合計というところのパーセントを見ていただきたいんですけれども、平成八年が二一・六％、平成十三年が二二・六・六％ということで、新宿区は土地の高度利用、それがかなり進んでいる区であるというのがわかると思います。

それから、ちなみに、商業系なんですけれども、平成十三年で見ますと、商業系の容積率が三九四・一％ということで、四〇％近い容積率を使っているということ、それも新宿区の大きな特徴になっているというふうのが出ております。

次のページごらんいただけますでしょうか。九ページです。九ページで、真ん中の表ですけれども、用途別の建物延床面積の推移を出させていただいております。ここで一番特徴的なものが、平成十三年の一番下の欄の真ん中の住居系のところ、集合住宅を見ていただきますと、その数字が二八・二％という形になっております。新宿区の建物延床面積、一番多いのが集合住宅、いわゆるマンションです。マンションが一番。その次は事務所なんですけれども、それが平成八年の時点では事務所の方が実は多かったです。二七・八％と、集合住宅は二六・四％だったんですけれども、平成十三年度は逆転しまして、マンションの方が事務所よりも多くなっているというのが新宿区の特徴という形になっております。

それから、用途別延床面積割合の推移でも、そういったものがよくわかるという形になっております。

それから、公示地価の変動ですけれども、これも右側に表を二つ出させていただいておりますけれども、上が公示地価の住宅地の平均地価の推移ということで、形のものが新宿区、が二十三区の平均です。それから、商業地も、新宿区で、が二十三区平均ですけれども、いずれも新宿区の方がバブル期には非常に高くなっているというのがわかると、土地の変動幅が大きかったという形が出ております。

それから、少し飛ばさせていただきますまして、十二ページ、都市交通整備の部分をごらんいただけますでしょうか。

道路率を出させていただいております。ここでは、公道の道路率が平成元年、平成七年、平成十四年と比較をさせていただきますまして、わずかずつですけれども、一六・八％、一七・一％、一七・三％と、少しずつ増加しているという形を出させていただいております。

ただ、住宅地として望ましい道路の整備の水準というのは大体二〇％ぐらいというふうに言われていますので、まあ平均値よりちょっと低いかなという形になっております。下の町丁の区別の道路率、これわかりにくいですが、新宿駅の周辺なんかは二五％を超えているような形が出ております。

それから、右側の方が都市計画道路の整備状況です。新宿区の都市計画道路の整備状況は二十三区と同じで、平成十三年の時点で五八％という整備率になっております。下の方に、図で出させていただけますけれども、これを見てわかるように、東西方向は整備されているけれども、南北方向が点線が

多いということ、まだ事業中ですとか、未整備の部分が残っているという形になっております。

次、十三ページをござんただけますでしょうか。

十三ページが、道路混雑率等を出させていただいております。各都市計画道路の主要な道路の混雑率は、平均値としては一・三七から一・三四ということで、二・二%から減少しているという形になっております。ただ、一部の道路では、かなり混雑度が上がっているところもございます。

それから、右側の方は、鉄道利用不便区域を出させていただいております。ハッチがかかった部分が鉄道利用不便区域で残っている早稲田大学理工学部あたりと、百人町と北新宿四丁目の付近が残っているんですけれども、早稲田大学理工学部の戸山公園のあたりにつきましては、地下鉄十三号線が整備されることによつて解消されるという形になっております。ただ、百人町三、四丁目、北新宿四丁目付近については、今後も鉄道利用不便区域として残ってしまうという状況になっております。

それから、十四ページをござんただけますでしょうか。

十四ページが、各鉄道駅の乗降客数の推移という形で出させていただいております。

乗降客数、各公共交通を統計したものをみますと、平成八年と平成十五年という形で出させていただいております。一日当たりの、ここでは乗車人員です。乗降ではなくて乗車なんですけれども、平成八年が三百九万二千七百五十五人、平成十五年が三百九十九万九百四十一人ということで、十万人以上乗車人員はふえているんですけれども、個別の駅で見てくると減っているところもかなり出てきているという形になっております。

それは、地下鉄の大江戸線ですとか、南北線が便利になったということ、こういう結果になったものかなというふうに考えております。減少が目立つところとしては、千駄ヶ谷駅が二〇%以上の減少、それから早稲田駅も二一・九%、それから曙橋においても三八・八%という形でありますけれども、こういったものも、千駄ヶ谷ですと国立競技場駅とか、大江戸線の駅ができましたので、そういった意味で減っている。早稲田につきましても、若松河田の駅ができて、医療センターに行かれる方とかはそちらを利用するようになったとか、そういうことが考えられるだろう。それから曙橋につきましては、フジテレビの移転とか、そういったものもありましたので、こういう減少になったのかなということが考えられます。

それから、次に十五ページをござんただけますでしょうか。十五ページが、住宅等の動向でございます。

これにつきましては、表で住宅数等の推移というのが左側の上に出させていただいております。二〇〇三年ですと、住宅総数が十九万戸という数字が出ておりました。一九八三年から見ますと、一九九三年には十四万六千二百八十戸ということで、大分減少したんですけれども、それが二〇〇三年には十九万戸ということ、五万戸台の増加になっているということで、住宅は増加に転じていると。

それで、また右側の方に、居住水準の推移を出させていただいておりますけれども、最低居住水準未満という数字が、平成五年には二二・八%だったのが、平成十五年には一一%ということ、新宿区としては、かなり居住水準は向上しているという捕え方をしております。

次に、十六ページをごらんいただけますでしょうか。

十六ページが、住宅の建て方を出させていたいただいております。これにつきましても、右側の下に、新宿区タイプ別戸数というのを出させていただいておりますけれども、一つだけ、の部分、の部分が一九九三年、一九九八年、二〇〇三年と右肩上がりで上がっているものであります。これが共同住宅です。六階以上ということとして、区民の大半が共同住宅に住んでいて、共同住宅が増えていると。共同住宅にお住まいの方は二〇〇三年の調査では八二・六％と八割を超えているという、そういう数字が出ております。

次に、十七ページをごらんいただけますでしょうか。

十七ページが、住宅の建設時期と構造、高齢者等への配慮がある住宅の割合を出させていたいただいております。

住宅の年次別のもの、建設時期と構造の方では、昭和五十六年以降が新耐震の建築です。一九八一年以降という形になっておりますけれども、新耐震以降に建築された住宅が五六・三％ということ、半分以上は新耐震後建設されたものになっているという形のものであります。

それから、右側の高齢者等への配慮のある住宅ということで、高齢者のための設備のある住宅の割合というのが住宅総数の二九・一％、三割、この数字をどう見るかというのはありますけれども、三割近くでは、手すりや、トイレや、何らかのそういった配慮というのがなされていると。それから、高齢者対応型共同住宅というのが一三・四％というのが、そういったものが整備をされているという形になっております。

次に、二十ページをごらんいただけますでしょうか。

防災の観点から地域危険度を出させていたいただいております。

第五回地域危険度測定調査結果、平成十四年に発表されたものです。これの右側の下に総合危険度を出させていたいただいております。それを見ていただきますと、新宿区内でも特に区の北東部の赤城下町、改代町、神楽坂三、四丁目、それから六丁目、天神町、中里町、西五軒町、山吹町、それから南東部の坂町、そういったところが非常に総合危険度の高い町になっているのが調査結果で出ております。

次に、二十一ページをごらんいただけますでしょうか。

二十一ページが、水害に対する地域危険度というものでございます。

こちらにつきましましては、やはり神田川沿いが非常に高い、それから特に、山吹町、浸水深度が二から五メートルに達してしまふ。それから、妙正寺川沿い、それから新宿区の中央になりますけれども、新宿七丁目です。このあたりもそういった水害に対する危険度が高くなっているという形が出ております。

次に、二十二ページ、ちょっと駆け足で申し上げますけれども、みどり、公園整備の状況になっております。

公園の面積率で見ますと、平成七年が六・二六％、平成十四年が六・三九％と、わずかですけれども増加しているという形が公園面積率の方でわかるという形になっております。

次に、二十三ページをごらんいただけますでしょうか。

二十三ページが緑被率の状況でございます。こちらにつきましましては、右側に用途地域別の緑被率というのを上に出させていたいただいております。緑被率的に一番増加している、平成十二年と平成十七年を比較したものでございます。

れども、比較した場合の増減ということで、一番増えているのは第一種低層住居専用地域が二一・七六％から二四・〇二％へと増えているという形になってございます。

こちらにつきましては、平成十二年度の緑の実態調査が九㎡までしかわからなかったというのがありまして、それが今回、平成十七年度の緑の実態調査では、一㎡以上の緑をカウントできるということで、精度が上がったということで、第一種低層住居専用地域、いわゆる戸建て住宅のところでは小さい緑が多いですけれども、そういったものまでカウントできるようになったということで、第一種低層住居専用地域等が上がっていることだというふうに考えております。

それから、あと第一種住居ですとか商業地域、準工業地域で、実は緑被率は上がっているんです。これにつきましては、緑化計画書提出時の事前協議、そういった制度を新宿区として行っておりまして、そういったものが一定の成果を挙げているというふうに思っております。

二十四ページをござらんただけますでしょうか。

二十四ページが景観についてでございます。

景観につきましては、新宿区は景観まちづくり条例を平成四年に制定しまして、二十三区で最初の景観まちづくり条例を持つていたわけですけれども、平成四年度から、事前協議を始め、平成十六年度まで、今まで二千五百八十六件という、毎年二百件ぐらいの景観事前協議をして、景観まちづくりを進めてきたという形になっております。

主な事業としては、神田川沿いの歩行者専用道路の整備等を行っております。

それから、二十五ページをござらんただけますでしょうか。

二十五ページは、やはり景観の面で、東京都選定の歴史建築物リストを出させていただいております。早稲田大学の隈講堂などが指定されているわけですけれども、こういったものを景観面で活用していくことも一つの課題というふうに考えております。

それから、また右側には、超高層ビルということで、実は西新宿だけで一〇〇メートル以上の超高層ビルが二十八棟あるんです。また、東京都内の上位十番目までの超高層ビルのうち半分が西新宿にあるという形になっております。これだけの超高層ビルが集まるところというのは、ここにしかないという形になっております。

次は、二十六ページをござらんただけますでしょうか。

二十六ページは、環境についてでございます。

環境の現況ということで、資料を幾つか用意させていただきました。まず、ゴミ量の推移につきましては、示したものが右に下がっている。ごみ量自体は平成五年度からずっと一貫して一部ちよつと横ばいのところもありますけれども、減少しているというのがこの表になっております。それから、大気汚染の状況についてはほぼ横ばい。それから、神田川の水質ですね、二十六ページの右側の方です。右側の上ですけれども、これについてもほぼ横ばいの状況。

それから、区内のエネルギー使用量です、電気とガスを出させていただきましたけれども、こちらにつきましては、若干ですけれども毎年増加しているというのが現状になっております。次に、二十七ページ、福祉ですね。福祉のまちづくりという

ことで、バリアフリー化の状況を出させていただきました。

ここでは、左側の上の表です。主要な地区のバリアフリー移動率ということで、例えば新宿駅、新宿三丁目周辺地区ですと、バリアフリー移動率はまだ半分の五〇%、それから新大久保、大久保駅周辺ですと一五%ということで、まだまだこれについてはこれから進める必要があるというのが現状として出させていただいております。

以上が、新宿区の現況になっております。

二十八ページをござらただけですでしょうか。

ここでは、今回改定に向けてということで、前回も報告させていただきましたけれども、必要性、それから視点というのを出させていただいております。

二の都市マスタープラン改定の視点をござらただけですでしょうか。

新宿区都市マスタープラン改定に当たっては、新宿区を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、次のような視点で新宿区のまちづくりを検討しますということで、先ほど区長の話にもありましたけれども、五点挙げさせていただきます。

一点目が、人口減少社会、高齢社会等に対応した潤いのあるまちづくり、こういったものを進めていく。

二点目が、区民が安全に安心して生活できるまちづくり。

三点目が、歴史や文化、景観を大切にするまちづくり。

四点目が、「持続可能な都市新宿」を実現するまちづくり。

五点目として、区民、NPOとの協働のまちづくり。

こういった視点をもとに都市マスタープランの改定を進めていきたいというふうに考えております。

三として、都市マスタープランの目標年次ですけれども、二十年先を見据えつつ、平成二十九年、二〇一〇年を目標年次とするということを考えております。

それから、二十九ページは、前回も御報告させていただいた内容を改めて出させていたものでございます。

それから、三十ページ、都市マスタープランの改定スケジュールということで、本日ご議論をいただいたところを出させていただきました。

それから、区民会議及び地区協議会の関係も右側に出させていただいております。

以上、駆け足ですけれども、資料二の説明とさせていただきます。

それから、引き続きまして、区民会議の提言書が六月二十五日に出まして、各委員の皆様にはお送りさせていただきましたので、すけれども、その一ページをござらただけですでしょうか。内容についてご説明するとこれだけで二時間くらいかかってしまいますので、経過だけ簡単に説明させていただきます。

なぜ提言書作成の経過が必要なのかということで、区民会議は六の分科会に分かれています、それを区民の皆様で議論してまとめたというものになっております。そのためにあえてこういった形の経過というのをつくったという形になっております。

(二)六つの分科会体制ということで、中間報告会までという形が出ておりますけれども、区民会議については、ここに出ておりますように第一分科会が子育て、教育、青少年、それから、第二分科会、第三分科会ということで、第六分科会まで六

つの分科会で検討を始めました。その中の、特に都市マスタープランにかかる部分につきましては、第三分科会で審議、検討したという経過になってございます。

ほぼ毎日、どこかの分科会等が行われたという状況になっております。その成果をまとめたというものです。

二ページをごらんいただきますと、提言書をまとめるに当たって重視した点ということになっております。

提言書をまとめるに当たって、基本的に六つの分科会で検討し、四つの提言に今回はまとめております。それが提言書の構成ということ、三ページに出させていたでいております。

その三行目からなんですけれども、最初に、Ⅰ、「区民主体の自治をつくる」というのは、参画、協働、都市型コミュニティの創造、自治権の拡充という過程を進み、この提言全体を現実させることや、身近なまちづくりを含めて、私たちが私たちの未来を創ろうという、そういう呼びかけをしている形になっております。

それから、の、「人をはぐくみ、こころ豊かにくらしをまぢ」では、区民一人一人が互いに尊重しあい、支えながら、生きがいのある人生を地域でおくること。またそのようなミクロナな生活環境のあり方について提案する。

それから、「まちの記憶の再生と環境への創造」では、記憶の積み重ねの上に今の新宿があるという認識を強く持ち、これからの新宿区を考える形とする。そして新宿区をマクロに捕えながら、継承すべき文化、地形、緑、水と、これからの持続可能な環境、商業について提案する。

最後に、ミクロナな生活環境とマクロナな都市空間のあり方を踏

まえた上で、そのような新宿だからこそ、可能な人々との交差点としての役割を担い続けることを強く広げる新宿的ライフスタイルで宣言する。

という形でまとめております。

この提言書が都市マスタープランの中でどうやって生かされていくのか、そういったことを提言書のこれからということ、市民会議の皆様が注視しているという形がここの中で書かれております。

そういったものを受けて、都市マスタープランからのまちづくりの論点ということ、資料三、区民会議の提言書等から見たまちづくりの論点ということ、都市マスタープランに引き寄せた形になりますけれども、説明をさせていただきます。

まず、一枚めくっていただきますと、土地利用についてという形になっております。

左側は、現行マスタープランではこういう形の構成になっているという中身を書いてあります。

これが右側の方については、これまでをどういう取り組みをしてきたかということ、主な取り組み状況。それから区民会議からの提言、法改正、社会動向、それからランドデザイン、そういったものでどういった内容が出ているのか、そういったものをまとめていただきました。

まず、土地利用では、区民会議からの提言としましては、空間の連続性を重視したまちづくり、地形を生かした都市計画というものが整理がされています。本編の百二十九ページに載っております。

地形風土マスタープランというものを新設したらいいんじゃない

ないか。それから、地形の大規模改変の禁止、そういった条例をつくったかどうか。それから、歴史的に危険な下町低地の防災性の向上、下町低地の土地集約に関する容積特例制度、そういったものを新設したらどうか。それから、まちづくりの優先順位をつけていこう、そういったものが土地利用としては提言されております。

それから、法改正、社会動向の中では、三つ出させていただきましたが、平成十八年には、今高度地区の変更ということで、都市計画審議会で議論いただきまして、新宿区では、都市マスタープランで位置づけている低層とか低中層、中高層、そういったものを実現するための絶対高度、斜線型高さ制限に加えた建築物の高さを一定の高さ以下に制限すると、絶対高さ制限を、平成十八年三月に条例にしたという形になっております。

次に、一枚めくっていただきまして、市街地整備についてという形です。

市街地整備は、土地利用を具現化するような規模を規制したものを位置づけております。そういった意味では、区民会議からの提言としては五項目出ております。

一項目目が界限を生かしたまちづくり、歴史地区の制定をしたらどうだ。百五十四ページに載っております。界限を生かしたまちづくりという中では、界限の魅力をさらに積み重ねていく歴史地区、そういったものを新たに制定していこう。そして、路地を生かしたまちづくりを進めようというような提言になっております。

それから、二番目としまして、新宿超高層ビル群の魅力開発

計画というのが二百八ページに出ております。それから、同じ形ですけれども、西新宿エリア街での再開発プロジェクトの推進。それから、新宿駅ビルの超高層ビルについての提案。そういった超高層についての提案も三つ出ております。

それから、最後になりまして、地場産業と居住の共存するまちづくりというのも提言として出ております。

法改正と社会動向としましては、平成十八年に、三つ目のでありますけれども、平成十八年にまちづくり三法という形で中心市街地活性化法、都市計画法、大店立地法が改正されて、大規模商業施設の郊外立地を制限するようなこととか、コンパクト都市計画ですか、中心市街地の活性化を促す、そういった法改正もつい最近行われたところでございます。

次に、三ページ、都市交通整備をござんただけです。うか。

都市交通整備につきましては、区民会議からは非常に多くの項目が提言されております。一番多くて十一項目の提言になっております。

ここでは基本的に道路を人間中心のものにしていこう。そういった考え方で、人間を中心とした道ネットワーク、そういったものの整備がなされております。

一番目が、だれにも利用しやすい鉄道、駅や駅周辺の利便性の向上をしていこう。エレベーターやエスカレーターですか、そういったものをきちんとしていこう。

それから、二番目としましては、路面電車LRＴの復活です。そういったものを提言しています。

それから、三番目が、利用しやすいバス、利用者の使いやす

さの見直し、それからコミュニティバスの運行の検討、そういったものが出ております。

それから、四番目が、自転車や電動車いす制度、そういったものを自転車や電動車いすをきちんと位置づけしていこうという提言です。

それから、五番目として、小さな未利用地は、有料バイクや自転車置き場にご利用しよう。

それから、六番目が、街路樹に特色を持つ街路づくり。

それから、七番目が、にぎわいと魅力あふれる街、「歩きたくなる街」、「歩いて楽しい街」。

それから、八番目としまして、新宿のにぎわいの最大の拠点である新宿駅周辺地区の活性化をする。

それから、九番目が、道路の幅員別のあり方ということで、幹線道路から狭小の路地まで、幅員ごとに提案がなされております。

それから、十番目が、歩行者天国ということで、車と自転車の乗り入れ禁止、そういったエリアを線での解放区と面での解放区ということで新宿駅周辺につくっていったらいいんじゃないかという提言がなされております。

それから、最後になりますけれども、街の中心部から外れた場所、地下鉄や路面電車、バス停の近くに大型駐車場を設置しようということで、フリッジパーキング、そういった考え方が提言されております。

法改正、社会動向という意味では、やはり三つ挙げさせていただいていますが、大きいものとしては、地下鉄十三号線が平成十九年度に完成する。それから、中央環状新宿線もや

はり平成十九年度に開通するという、そういったものが大きなこととして挙げられております。

続いて、住宅・住環境整備についてごらんいただきます。四ページです。

こちらにつきましましては、区民会議からの提言としては四つ出ております。

一つ目が、ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進。

二つ目が、地域に住み続けられる支援と仕組みづくり。それで、三つ目が、多様な居住ニーズに即した住宅づくりへの適切な支援の検討と仕組みづくりということで、具体的に、コレクティブハウスというのがかなり議論の中では出ておりました。

例えば、ユニバーサルデザインという面では、新宿区のユニバーサルデザインの条例ですね、そういったものを制定したらどうだという提案が出ております。

それから、最後になりますけれども、地域の個性を生かした身近な住環境の充実ということで、だれでも歩いて気楽に集まれる場所づくり、それから裏通り等への交通規制、そういったものと、あと地域の安全の見守り、そういったものができるのかという提案がされています。

ここの住宅・住環境の法改正等の動向では、真ん中になりますけれども、平成十八年に住生活基本法が六月八日に公布と同時に施行されています。これは住生活安定の確保と向上の促進に関する施策についての基本理念、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推

進するというのが目的につくられたものでございます。

次に、五ページ、防災都市づくりについてごらんいただけますでしょうか。

防災都市づくりでは、区民会議からの提言は、六項目出ております。

まず一番目が、災害復興計画と都市機能の再生。

二つ目が、犯罪を許さない安全・安心なまちづくり。

三つ目が、地域の安全と安心なまちづくり。

四つ目が、備え（防災計画）による防災拠点と避難所施設の設備充実。

五つ目が、災害に強い、逃げないで住む安全なまちづくり。

それから、最後に総合的な風水害と治水対策の促進、という形で提案されています。

それから、法改正の動向としましては、平成十五年に東京都建築安全条例の改正が行われております。これは、いわゆる新防火地域と言われているものが条例によって導入できるようになった。今までの防火地域と準防火地域の中間に位置するものです。そういったものもこれから出てくるということになりました。

続きまして、六ページ、みどり、公園整備についてごらんいただけますでしょうか。

みどり、公園整備につきましては、区民会議からの提言は十項目出ております。

まず最初は、失われつつある水辺の再生、神田川や妙正寺川、外濠の水辺を大切にしていこうという形の提言です。

二つ目が、玉川上水の復活。玉川上水をもう一度開渠化し、

清流を親水空間として再生しようというのが提言です。

それから、三つ目が、水辺の空間の創出と促進ということで、やはり水辺について、公園化を進めようというのを提言しております。

それから、四つ目が、住宅地の生け垣整備を促進しよう。

五つ目が、屋上緑化、壁面緑化の普及、推進を行う。

それから、六つ目として、魅力ある公園づくりの推進、そういったものが提言されております。

それから、七つ目なんですけれども、新宿の森の再生ということで、旧藩邸を新宿の森へという、グランドデザインで七つの森というのを提案してありましたけれども、それにあと七つを加えて「十四」の森ということで、それは「都市」と読むということ、十四の森をつくったらいいんじゃないかという提言がされております。

それから、公園の見直しと改修。

公園の維持、管理。

それから、地域の公園整備をして地域交流の拠点にするという提案がされております。

法改正、社会動向としましては、平成十六年になりますけれども、景観緑三法の一つですけれども、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の、そういったものが位置づけられております。その中では、立体公園制度、そういったものも想定されております。

続いて、七ページ、「都市アメニティ形成について」というところをごらんいただけますでしょうか。

区民会議からの提言は、ここでも十項目出ております。

まず、身近な街並みの改善や整備。

それから、再開発の歴史と伝統を生かしたまちづくり。

超高層建築の計画とデザインなどに関するガイドラインづくり。

魅力的な街並みや良好な景観、快適な歩行空間を整備する。

超高層とまちなみ景観。超高層というものに対する関心というが強くなっております。

それから、また、地区協議会を核とした地域の景観計画の策定ということで、地域からの景観づくり、こういったものも提言されております。

それから、次には、景観法の活用と地域と協働した景観施策の推進。

それから、大規模構築物の地下化への要請ということで、田川上空を通る首都高速五号線、そういったものについても、ソウル市では清溪川ですか、あの上の高速道路は撤去されたとか。今、日本橋のところの高速道路が問題になっておりますけれども、新宿区でも飯田橋と神田川の上空を通る首都高速五号線について地下化したらどうかという提案がここでされております。

それから、地域からの視点と発想による景観資源の調査、発掘。

それから、歴史的建造物等の保全・活用。先ほどお話ししました歴史的な部分、そういったものを活用したらいいんではないかという提言がなされております。

法改正、社会動向としましては、一番上に、平成十六年の景観法、景観三法という形ですけれども平成十六年に景観法とい

う法律ができたということで景観を重視しようという方向性が出てきております。

次に、八ページ、こちらはアメニティーの という形になっておりますけれども、福祉や生活空間についてです。

区民会議からの提言については八項目に渡っております。

まず、環境修復回復型ミティゲーション（代償）制度を構築する。

それから、社会的ハンディのある人の社会参加の促進を提案いたします。

それから、公共施設の見直し再編。

それから、区役所第二分庁舎（旧四谷第五小学校跡）についても、区民のための多目的施設として利用可能なものにしてもらいたい。

それから、超高層と公共建築の使い方。

遊歩道の整備と促進。

安心して歩きたくなるまちづくりの推進。

それから、地域の賑わいと顔の見える商店街づくり、こういったものが提言をされております。

法改正、社会動向としましては、平成十八年二月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、これが二月に法律案として出されまして、六月二十一日に可決されて公布されております。施行は六カ月以内に政令の定める日で施行するというところで、今までのバリアフリー法がハートビル法と一緒になりました、より充実されたものとして位置づけられております。

以上、非常に簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

戸沼会長 審議というか、これを時間をかけてこれから審議を始めましょうという、その立ち上がりのところでは何かご質問とかご意見ありましたらどうぞ。

はいどうぞ。

石川委員 膨大な資料で、リフレッシュして勉強させていた  
だきましてありがとうございます。

それで、多分私は、横から見ていたので、これでいいのかな  
と思うようなことを二つほどお話ししたいと思います。

本間にすばらしい資料で、大学の教科書というかテキストに  
なるような、おこがましいんですが、資料二の二十八ページを  
見ていただきたいんですが、そこに、改定に向けての視点とい  
うことで二番がございませぬ。資料二の二十八ページをござら  
んください。

私ども、この視点をどういうふうに見ていくかというのが大  
変重要だと思ふんです。私、ちょっとここで疑問があるんです。  
一番大きな疑問は、(一)で、人口減少社会、高齢社会に対応  
する潤いのある社会、これは日本全体としてはよろしいのでは  
ないかと思ふんですが、新宿区におかれましては高齢社会のこ  
とに関しましては、全体の動向と同じでいいと思ふんですが、  
人口減少、これに関しては新宿区はやはりちょっと違うんじや  
ないかという気がいたします。

人口減少社会ということで、もう激減していくところと、そ  
れから逆に増えていくところと、そうでもないところ。やはり、  
地域によっていろいろ様相は違っていると思ふんです。それも、  
この都市計画マスタープランが目標とする平成二十年、そとい  
うターゲットということでもまた違うと思ふんです。これは、新

宿区の都市マスタープランの改定でございませぬから、全国的な  
話は前段でいろいろございましたので、もう少し新宿区として、  
どういふふうにここをとらえるかという、そういう目線の置き  
方というものが大事ではないかと思ふんです。ですから、これ  
はちょっと一番は違うんじゃないか。新宿区においては、やは  
りずっと増えてくるであろうと思ふんです。増えてきて、しか  
も住居系も恐らく増えてくる。そうするときに、今まで商業と  
か、あるいは工業とか、そういったものと、それが駆逐される  
わけではなく複合的になってくる。そうするとどういふ生活の  
質を提供するか、そのあたりに恐らく目線が必要ではないかと  
いうことで、この一番ということに関しては私は少し疑問があ  
る。

それから、もう一つ、二番、三番は、非常に妥当なところだ  
と思ふんですが、四番の持続可能な都市新宿、ここは、私は、  
ちょっとこれで、要するに五つ項目を挙げる中でこれでいいの  
かという思いがあります。

やはり、新宿区の場合には、やはり、例えば私は杉並とかい  
ろいろ住んでいますけれども、維持するとか、大切にするとか  
と言う以上に、かなり一生懸命つくっていかなくちゃいけない。  
生活の質を実感させる環境インフラをつくっていくということ  
をもっと強力に言わなければいけないと思ふんです。この一から  
五までは、大変おとなしいというか、優しいというか、そとい  
う感じなので、もうちょっと前向きに、つくらないと一番に求  
められているだけの動向に対応できない、そういう受け皿にな  
れないということを私は言うべきだと思います。それが改定に  
向けての答えです。

ついでにもう一つ、もう一つは、先ほど区長さんからお話  
ございましたように、区民会議の提言書というものを踏まえて、  
それを都市マスタープランに反映するとしているんですね。そ  
れが原点にあるということだと、資料三ですけれども、これ  
が整理の仕方ですね。結局、この分厚い資料が、これとどうい  
う関係にあるかということですね。要するにこれが十年たつて  
どこまでできていて、それに基づいてこれをどういうふうを持っ  
ていって、新しい骨組みをつくるかということですよ。とい  
うことは、私は、やはり、この区民会議からの提言ということ  
で、それぞれのところで何点ありましたかという項目で言っ  
ていただいたんですけれども、恐らく全部入ってないですね、  
ここに。この提言の中に出されたもので、要するに、前回の都  
市計画マスタープランの項目と対照すると、あるものもあるけれ  
ども全然入っていないのがあるだろうと思うんです。ですから、そ  
れをやはりはつきりさせるということが大事だと思います。

それともう一つ、これまでの主な取り組み状況と書いてあり  
ますけれども、やはり施策が幾つあるかわからないですけれど  
も、ある程度整理していただくと、かなりやったもの。それか  
ら、恐らく全然できなかったかどうかかわからないですけれども、  
やはり、評価と言いますか、やることができたものに関してや  
はりそれは評価するし、できなかったものは残念でしたという  
ことになって、なぜできなかったことを考えなければいけない  
し、それから全く予想もしないものが出てきたとき、ですから、  
これをもう少しきちつと見るためには、これがどれまで行っ  
てできなかったのかということと、それから、これの中で都市マ  
スをカバーしているのと全然していないと。そのあたりの見通

しを大変かと思うんですが、言うは易しく、でもそれがないと  
できないですよ。

以上、二点お願い申し上げます。

戸沼会長 ありがとうございます。

今の議論はかなり重要ことなんだけれども、このことの議論  
を、それを踏まえてもう一回やらなきゃいけない。ほかの委員  
の方も、ついでにと言っちゃいけないけれども、今のところ何  
か議論。

はい。

橋口副参事 まず改定資料については、まだこれで決まった  
ものではなくて、今現在の事務局のたたき台として出したもの  
です。それをこれからご議論いただきたいということと考えて  
おりまして、この中でも二つありまして、一つは人口減少社会  
についてのとらえ方なんですけれども、今、将来人口の推計と  
いうんですか、そういったものはコーホート法というか、そう  
いったものである程度、その辺としては出しているわけですけ  
れども、そういったものを見ていくと、二〇一〇年の中ごろぐ  
らいに大体ピークを迎えるんじゃないかというのもあるんです。  
ただ、ここは議論があるところなんです。本当にそうなのか、  
本当に、もし先生が指摘のようにふえていくかもしれません。  
そういったものをこれから十分に議論していきたいなと思っ  
ております。

それから、二番目の住宅都市の部分、趣旨としてはもう先  
生がおっしゃるとおり環境インフラですか、新しい社会資本、  
そういったものをきちんと整理していくという視点が必要だと  
思っております。この辺は、もうちょっと補足をしていきたい

と思っております。

それから、あと提言についてのご指摘いただきました点については、そのとおりでございまして、当然漏れたものもありまして、入っているものもあります。次回そういったものを整理していきたい。できたところ、できなかったところの整理ですけれども、九月七日の都市計画審議会で、現行都市マスタープランの評価と、まちづくり視点という形で、その辺で見取り図をちょっとつくってみたいと思っております。

戸沼会長 夏休み頑張ってください。

ちょっとやってみてください。

どこまで進んだかという宿題。

ついでにいろいろ宿題を出していったら……どうぞ。

千歳委員 今のお話の確認のようなものなんですけれども、二十八ページの新宿区都市マスタープランの改定に向けて、これ大きなナンバーの三です。それに算用数字の一、二となっているわけなんですけれども、この二の中がさらに(一)、(二)、(五)まで、この中身について、今、事務局言われたように、これはたたき台のというような、これをこれから議論するんだということ。何もないと話が進まないからということ、それはわかるんですけれども、(一)、(二)、(三)、(四)のこの一行の言葉だけです。これはこういうことでやってほしいという区長さんからの諮問の内容というか、ある程度こういう視点でやってほしいということではないんですか。

戸沼会長 区長さんの諮問の内容は改定についてとなつているので、こつちで組み立ててやるということでもよろしいんじゃないですか。

ないですか。

千歳委員 (一)の中身とか(二)の中身の文言、これ当然、だつたらたたき台として、一、二、三、四、五という、この一行ずつについては、ある程度こういう視点でやってほしいということではないんですか。

戸沼会長 私の考えでは、確かに審議会が主体的に議論するんで、この項目の一から五までなのか、一から十までのなのか、それはこちらが、例えば議論して決めていったらいいと思うんです。落ちているのあるし、例えば、五つのことと言えば、これは問題だよというのは石川さんが指摘されたんだけど、例えば少子化なんていう、子育てをどうするかというのは新宿区で逆に働く女性が多いところでどうするかみたいなことがむしろ問題だということ、この場合、外国人もいますので、そのついでにはこつちの方でちょっとやる必要あると思います。外国人問題をどう位置づけるかとかね。だからそこは相談しながらですけれども、事務局が原案をつくってくれるのは、それは資料として拝見して、ちょっと白紙でやったらいかがですか。

千歳委員 ということは、(一)、(二)、(三)もたたき台のみ。

戸沼会長 これも勉強の素材として受け取ったらいかがなんでしょうか。

千歳委員 こだわらない。

戸沼会長 こだわらずに。

むしろ積極的に、こういう話題はどうですかというのを、区民会議もあるので。区民会議の議論と並行しながら、こちらと

してやって、それを大局的かというと、私どもの視点でいうと、いうことでもいいと思います。

事務局そんな感じでどうですか。

橋口副参事 たたき台ということ。

戸沼会長 ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

千歳委員 私は、先程の石川先生の点で、ちょっと絡むところあるかもしれませんが、いわゆる人口の問題とどうか、新宿的に見たときに、例えば、今ある都市マスタープランのところ、言葉としても幾つか出てきているのは定住という問題なんです。ちょうど、これもつと前の時代ですけれども、いわゆるバブル期ときには、もう大変人口が減少していく。一番ひどいときは三万人ぐらいが一年間で新宿区に入居して、四万人弱が出ていくという。都合一万人ぐらいが、八千人だから九千人だが一年間に減ったというバブルの時代があったんですけれども。かなりそういう視点も十分入れながらつくられた今の都市マスタープランだろうというふうに思うんです。不十分なところありますけれども。しかし、どうも、今度のところを見ると、余り人口減少とは言いつつ、定住という視点がここはちょっとないとは言いませんけれども、随分軽くなっているのではないかな。それは、しかし、実は新宿区にとってみて、トータル的人口がもちろん減るか増えるかという問題もあるけれども、本人の都合で、例えば、家族構成が違ったから持ち家のために出ていくとか、そういうのは全然別ですけれども。例えば、これからは地上げで余り出ていくということはないでしょうけれども、例えば防災のまちづくりということで、今あるあ

の狭いいろいろなまち、もう少し災害に強いまちに、道を広げるとかというふうになったら、必ずそこから出て行かざるを得ない人だとか、そういうことが出てくるのではないかな。あるいは住環境の向上みたいなことで言うところの問題が出てくる。あるいは、人口がこここのところ増えていると言うけれども、これは結果としては、超高層マンションを認めてきて、そういう中でかなり人口が増えたという側面もあるわけです。一方で、今度、絶対高さも置きながら、そういうことで本当にこのまま人口が増えただけでも増えていくという、そういうことではないんだらうか。あるいは、やっぱりそういう中で、検討しながら引き続き住み続けられる新宿というような、そういう視点というのは、私は忘れちゃいけないし、大事なことじゃないかなというふうに思うわけです。したがって、ぜひ、今後の、議論の中で、これは今のマスタープランの中でもその地点については策定の背景だとか、そもその策定の視点みたいなところはかなり定住ということがうたってられたんで、僕は、もちろんその総括もそうですけれども、同時にこの視点というのは、定住という視点は、すごく大事だなというふうに思うし、今度の新しいマスタープランの中にもぜひ何らかの形でそういうものを置きながら、つくっていく必要があるんじゃないかなというふうに、私自身思っていますし、また、そういう意見も述べたいと思いますけれども、そういうことをぜひこれから進めていきたいなというふうに思いますけれども。

戸沼会長 恐らく都市マスについて人口問題というのはかなり大きな課題になると思うんです。特に住宅政策みたいなものは、それから外国人、恐らく基本構想の方がもっと中心の課題

になると思っています。人口推計の値は出るけれども、新宿区の場合どう読み取るかという議論があるはずなんです、基本軸として。それと並行すると思うんで、ただ私もとしても、新宿の人口、例えば外国人を入れるのか入れないのかとか、少子化に対して、さっきのデータでも子供の人数がべらぼうに減っていくということに対してどう考えるかということは非常に大きいと思うんです。東京都でも私の知っている感じでも、人口減少社会における少子化対策みたいなものに本腰を入れて、何か大きな都がやるコンペなんか、子育てを重視した住宅政策の案づくりをプロポーザルで出させているんです。ですから、新宿の場合も、でっかい建物の中に子育てについてのエリアと、子供が遊ぶエリアをどうするかみたいな、そういう住宅政策とというのがきつと出てくる可能性もある。

それから、もうちょっと複雑というか、外国人の居住というのをどう考えるかとか、それは基本構想と絡んで、かなりストリートに、地区によって、かなりシビアに出てくると思うんで、そういう議論も当然重要だと思えますので、大いに論点を提起していただいて議論するのはよろしいと思えます。部会をつくるんで、そこでもあわせて、ここ全体としても、大いに議論するということ仕掛けになりましたんで、言っていたで。

なんか四十五分ぐらいまでこういう議論を続けて、あと部会の設置についてお諮りする話題が一つ残っているんで。あと、十五分ぐらいどなたからでもこの審議の進め方なり、論点なりについてどうぞ。

沢田委員 資料のことからお聞きしたいと思うんですけども、資料二の二十三ページに、緑被率だとかの資料がありまし

て、さっき説明の中でも、平成十二年についてはメッシュが九<sup>2</sup>mだったのが、平成十七年度は一<sup>2</sup>mでカウントできるようになったんで、それで増えた部分があるというお話があったんですけども、そうすると、ここに出ている資料だけでは、過去の比較というのが正確にできないという資料になってしまっていると思うんですけども、そこは、例えばこれから先は一<sup>2</sup>mですとカウントしていけば比較はできるんですが、九<sup>2</sup>mであった場合に平成十七年度はじゃあどうなっていたのかということがわからなかったとか、というのが、やっぱり区民会議に出ているような方たちからもその辺の疑問を私もいろいろ聞かれます。

戸沼会長 はい、どうぞ。

橋口副参事 一応、今現在出ておりますのは、精度の問題と、もう一つは区の成長というのがあって、ある程度経年変化で、平成十二年か平成十七年という形では、区も成長しているので、既存のものについてはこういうふうにながっているということじゃないかということなんです。それで、メッシュを逆にじゃあ平成十七年度も一<sup>2</sup>mにするとか、それからもとに戻すというのは、ちょっと具体的に関係部局の方と今後問い合わせをしてみても、それが可能かどうかを検討させていただきます。

戸沼会長 はい。

沢田委員 それちょっと検討してみたいと思います。

それから、もう一点、多分地区協議会あたりでも重要な問題なんですけれども、まだ多分議論が余りされていないと思ってい

るのが一つあるんですが、土地の利用の関係で、最近国が国有地だとかを売却していくという方向性を出しましたよね。それで、新宿区内には、特に公務員宿舎というのがすごくたくさんありまして、地域でも、例えば地域の学校にきているお子さんも、そこから来ているお子さんがたくさんいたりだとかということがあるんですが、最近、具体的に名前を挙げてこの宿舎についてはそういう方向だと。処分だとかを考えているというのが出たばかりなので、多分地区協議会なんかについてもまだその辺の議論はこれからだと思っただけでも、その点で、最近、富久町のまちづくりのことで、やっぱり公務員宿舎がありまして、そこが売却の方針だということで、それで昨年度中に手を挙げれば少し安く手に入るということで区の方も意思決定をして、それで手を挙げたという経過もあって、結局町会の防災倉庫だとかも置かせてもらっていたということもあるので、防災とか、公園整備とか緑の観点で、そこを区が今後こうしていくという話になったところもあるんですけど、そうなるのと、そこだけではなく他のところにも非常に影響してくる問題だと思っただけ、そのところの情報提供を、ここでも議論する必要があるので、そのところの協議会の方にも、ぜひこういう情報を提供しながら、じゃあ自分たちの街の中にも広大な土地があるところもあるわけですね。そういうところをどうしていくのかという議論も是非教えていただければなと、要望みたいな形になりますけれども。

戸沼会長 ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

喜多委員 私が十年前のマスタープランを見ましても、なか

なかいこと書いてあるんですけども、これは、十年後、だから平成八年に十年後、二十一世紀を目指してつくられたプランだと思っただけです。だから、そういう意味で書いてありますけれども、十年たったわけ、このマスタープランのどこが問題だったのか、要するにできなかったところもあるわけですよね。それがどういうところに原因あったとか。あるいは、それは将来のことであって、すぐできるものではないとか、そういうところを検討する必要があるかと思っただけです。それを踏まえて、もうあと十年先のマスタープランを、というふうに考えるべきではないかなと思っております。

だから、いろいろな区民会議だとか、地区協議会とかいろいろ皆さんご意見があるけれども、それと同時に、今までのやっていることに対してどうあるべきかということを検討することが必要なと思っております。

戸沼会長 石川委員のご提言と非常に重なっているところ、是非やっていただくようにしていただきたいと思います。

きょうは、消防の署長さんの代理と、警察の署長さんの代理で、余り発言の機会を差し上げてないんで、せっかくですから、その観点からちょっとこれだけは議論しなさいということがございまして、ご自由に、代理としてちょっと言っていただけかもしれません。防災とか、大きな話題なんです。

新宿区をごらんになっていかがですか。

杓木委員（代理加藤交通課長） 警察なんですけれども、大きな考え方は、いろいろあると思うんですが、防災の件なんですけれども、防災に強いまちづくりもそうなんですけれども、起きたときの対処という観点から、具体的に言いますと、今大

きなへりがおりられる場所が新宿区に無いということ、区と都がある新宿警察署管内に、そういう視点からも是非、強いまちづくりもそうなんですが、起きたことを想定しての対処をできるまちづくりも視点に考えていただければと思っております。あと、防犯の面は、非常にまちの方も関心を持っていただきまして、これは引き続きソフトの面でいろいろやっていただければというふうに考えております。

戸沼会長 どうぞ。何かございますか。

高田委員（代理野中防災指導係長）（うなずく）

戸沼会長 それでは、他にもしなければ。はいどうぞ。

中川委員 今回の場合は、区民会議が設けられて非常に特徴的なのが、先ほどもご説明があった提言書作成の経過ということで述べられている内容だと思っております。それで、先程も石川先生のご指摘あった二十八ページの五つの話、これがある意味では、分科会を作成したときのものに結構対応する。けれども議論をしていったらば、六つの分科会をつくったけれども話としては四つの話の方がおれたちはわかりやすいんだというふうな区民会議の方が言っているともとらえなくはないわけですよ。したがって、使っている言葉からすると、例えば、これは基本計画、区民主体の自治をつくるかというのにはあつて、これはその方なのか、基本計画なのか、どうかあれなんですけれども、その言葉自身が、例えば今までだったらば歴史だとか景観だとか、持続可能など言っただけでも、そこら辺の言葉をこのとりまとめの提言書のところでは最終的には使わ

れてないわけですよ。中には使っているんだけど、タイトルとしては使っていない。その気持ちというものをどうやって最終的に改定の視点というところに入れていくのかということをやるとやらないと、かなりいろいろ意見というものが出てくるだろう。

それで、おそらく基本計画のところでも計画の方向性ということでも幾つかの柱立てをしていくんだと思うんだけど、その計画の方向というのと、都市マスで言うところの将来像、そこでおそらく視点が出てくるわけです。

それから、あとは区民会議、それから地区協議会の方は、これは主として地区別課題を議論してもらったんだけど、地区協議会の方から出てくるものも幾つかのものが出てきます。そこをちゃんと調整をしていって、どういう言葉で語りかけていくのかということが、そういう形でまとめていくのかということとが一番のポイントなのかなというふうな気が、読ませていただいて思ったことです。

戸沼会長 今度のつくり方の一つの特徴は、はっきり区民参加というか、審議員参加のつくり方というお手本みたいなことをしなきゃいけないので、私どもの立場もちょっとそれを十分踏まえて区長さんがおっしゃったけれども、しかしちょっと見方を、言葉使いを含めて、プラスしてやるようなことは大いに結構だと思うんです。ですから、非常に重要視して考えると同時に、個々の立場としての自分の考えもそこにぶつけて、やっぱり本当のそういう市民参加というのは、議論が方々で起こって、今までよりいいもの、さらにいいものをつくるという筋書きに行かないと、区民参加も、ただやりましたよということに

なりますので、さらに一步突き進むステップと考えていいように思うので、その工夫は部会でもやっていただきたいと思いません。

ほかにどうぞ。

何かたくさんの宿題がどつと来たような感じですけども、勇氣凛々やるか、少し一服するか、それはそれぞれ、よければ、時間があれなんで、議論をする機会はこれから随分あるうかと思えますので、その議論にゆだねるということ、都市マスタープランの調査、検討のための部会設置についてということ、この間お諮りしましたけれども、よろしいということで、大体学経の方々がそれをやりなさいということ、私の案をここにお示ししたのがありますので、これを見ていただきたいと思えますが、中川、石川、千歳、戸沼、丸田の学経の委員でやりなさいと、五人ぐらいがよかろうということで、部長を中川委員にお願いするということにさせていただきました。よろしいでしょうか。

改めて、何かお図りして大体よろしいということだったんですが、これでお願ひした中川先生よろしくお願ひします。大いに取りまとめに腕を振るって。(拍手)

じゃあ、これでいいですか。

そのほかに何かあります。どうぞ。

藤牧都市計画課長 都市計画課長でございます。

ただ今会長案ということ、了承されたということ、でございます。その後で、その他といたしまして、四点ほどご連絡を差し上げます。

げます。

まず、一点でございますけれども、ただいまご決定をいただきました部会でございますが、別途部長である中川委員と調整の上、当審議会に状況を報告しながら開催してまいりたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それから、二点目でございますが、今後の都市計画審議会の開催日程ということで、できるだけ事前の審議会でお知らせしながら開催してまいりたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

なお、次回の都市計画審議会の予定でございますが、九月七日木曜日、午後二時より開催させていただきますと考えております。

追って、開催通知その他資料等は送付させていただきますが、ご予約の方を入れていただけたら幸いに存じます。

それから、三点目でございますが、今後の都市マスタープランの審議状況にもありますが、通例この審議会二時間ということを目途に審議の時間をとってまいりました。しかしながら、この都市計画審議会は都市マスタープランだけをやっているということではなくて、場合によっては、都市計画の決定に関わる案件、あるいは意見照会ということが出てまいることが予想されます。そういうことでございますので、状況によりましては、三十分ほど延長させていただいて、二時間半ぐらいのお時間をとらせていただくということも今後あるうかと思えます。何とぞご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、四点目でございますけれども、議事録のホームページの公開ということで、前回の都市計画審議会ホームページ

ジ公開につきまして、個人情報に関する部分以外をホームページで掲載していくことをご了解いただきました。その都度、審議会にお諮りすることになってございますので、本日の議事録につきまして、ホームページで公開するということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(うなずく者あり)

藤牧都市計画課長 それでは、ホームページ公開に当たっては、個人情報に関する部分は削除して公開していきたいと思っております。

なお、最後までございますけれども、審議会の審議資料、これから大変多くいろいろ提供させていただきたいと思えます。今後、そのための資料用の箱をご用意させていただきました。箱には各委員のお名前が記載してございます。お持ち帰りにならない資料につきましては、お帰りの際にこの箱に各委員の皆様入れていただきましたらば私も事務局の方でお預かりいたします。

以上でございます。

戸沼会長 よろしいでしょうか。

大体いいですか。

それでは、どうもありがとうございました、長い間。

よろしく願います。

午後四時五十分閉会